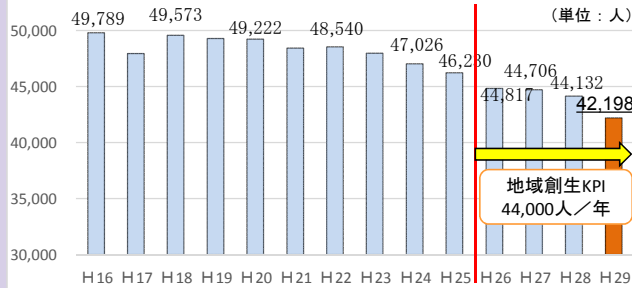


ひょうご子ども・子育て未来プランに基づく来年度の取組の方向性について

本県の現状

●出生数

平成29年は「地域創生戦略」や「ひょうご子ども・子育て未来プラン」で目指す年間44,000人を下回る42,198人（前年比△1,934人）。また、平成30年1月から7月までの7ヶ月間の出生数は23,329人で前年同期間比4.5%の減。（出典：兵庫県 推計人口）



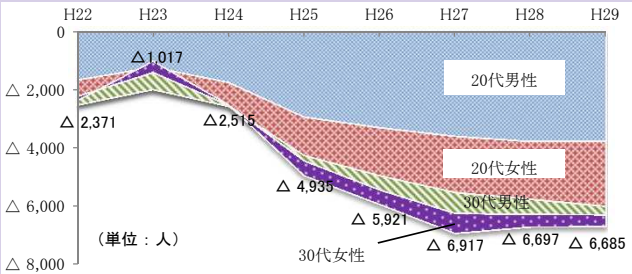
●合計特殊出生率

平成29年は、昨年より0.02ポイント低下し1.47となった。これは、国を0.04ポイント上回る水準。

| 区分   | H24  | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 本 県  | 1.40 | 1.42 | 1.41 | 1.48 | 1.49 | 1.47 |
| 全国順位 | 35位  | 34位  | 37位  | 33位  | 29位  | 31位  |
| 全 国  | 1.41 | 1.43 | 1.42 | 1.45 | 1.44 | 1.43 |

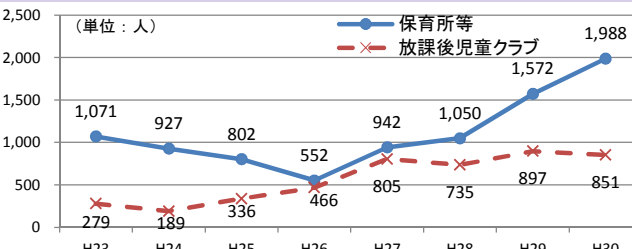
●社会移動

平成29年は、20～30代の若年者が、6,685人の転出超過。うち20代が9割を占める。



●待機児童数

平成30年の保育にかかる待機児童数は、前年度比416人増の1,988人。放課後児童クラブでは、46人減の851人。



平成30年度の取組状況

●H30年度の取組状況

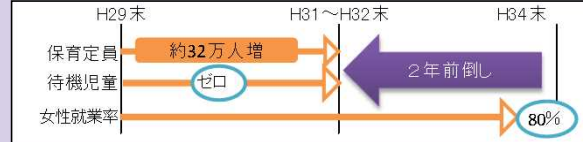
県政150周年という大きな節目である平成30年度は、プランの6つの推進方策に基づき、当初予算で、345事業、1090億円を超える事業を実施し、「誰もが安心して子育てできる兵庫の実現」を目指す。

| 区分                     | 事業数 | 金額      |
|------------------------|-----|---------|
| I 若者の自立支援による未来の親づくり    | 76  | 32億円    |
| II 結婚・妊娠・出産への切れ目の無い支援  | 37  | 155億円   |
| III 就学前の教育・保育と子育て支援    | 62  | 496億円   |
| IV 子育てと両立できる働き方の実現     | 20  | 11億円    |
| V 子育てを家庭を支える地域社会づくり    | 54  | 48億円    |
| VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援 | 96  | 350億円   |
| 合計                     | 345 | 1,092億円 |

国の動向

●子育て安心プラン（2018～）

- ① 待機児童を解消  
待機児童を解消するため、整備を2年前倒しし、2020（H32）年度末までの3年間で約32万人分の受け皿を整備。
- ② 待機児童ゼロを達成し、M字カーブを解消  
2020（H32）年度中の保育の受け皿拡大を踏まえ、2022（H34）4月に、女性就業率80%を目指す。



●幼児教育の無償化（2019.10～）

2019（H31）年10月の消費税率10%引き上げにあわせ、3～5歳の全ての子どもと、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもの幼稚園、保育所等にかかる費用の無償化を実施予定。

| 対象サービス                               | 費用            |
|--------------------------------------|---------------|
| 幼稚園（新制度）、保育所、認定こども園                  | 無償            |
| 幼稚園（未移行）                             | 月2.57万円を上限に無償 |
| 地域型保育（小規模保育、家庭的保育等）                  | 無償            |
| 幼稚園の預かり保育                            | 月1.13万円を上限に無償 |
| 企業主導型保育事業                            | 利用者負担相当分      |
| 障害児通園施設＋幼稚園、保育所等                     | 無償            |
| 認可外保育施設のうち指導監督の基準を満たすもの（※5年間の経過措置あり） | 月3.7万円を上限に無償  |
| 一時預かり事業、病児保育事業、ファミサポ                 |               |

●保育人材確保（2019.4～）

待機児童の解消に必要な保育士の確保に向け、他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善（1%：月3千円相当）を実施予定。

今後の主な施策の方向性

I 若者の自立支援による未来の親づくり

- ・ 若者の経済的自立と社会参画の促進
- ・ 若い世代に対するライフプラン教育の実施
- ・ 子どもの生きる力の育成 等

II 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援

- ・ 出会い・結婚支援の充実・強化
- ・ 不妊に悩む方への支援の充実
- ・ 妊産婦・乳幼児に関する保険・医療体制等の充実
- ・ 妊娠・出産期における切れ目の無い相談体制の構築 等

III 就学前の教育・保育と子育て支援

- ・ 保育所等の充実による保育の受け皿確保
- ・ 企業主導型保育事業の積極的な活用
- ・ 小規模保育事業による機動的な対応
- ・ 保育人材確保の充実・強化
- ・ 認定こども園の充実促進
- ・ 保育所、認定こども園等の適正な運営の確保
- ・ 子ども・子育て支援事業の推進（病児・病後児保育事業、利用者支援事業等の推進）
- ・ 子育て家庭への経済的支援 等

IV 子育てと両立できる働き方の実現

- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 女性の就労支援、多様な働き方の支援
- ・ 男性の家事・育児参画の促進 等

V 子育てを家庭を支える地域社会づくり

- ・ ひょうご放課後プランの推進
- ・ 「放課後子ども新総合プラン（仮称）」に基づく待機児童解消
- ・ 地域ぐるみの子育て支援の充実 等

VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

- ・ 児童虐待防止体制の強化
- ・ 社会的養護体制の充実
- ・ 配偶者等からの暴力（DV）対策
- ・ 子どもの貧困対策
- ・ ひとり親家庭等の自立促進 等

# 6つの推進方策に基づく来年度の取組の方向性について

## I 若者の自立支援による未来の親づくり

### 1 現状と課題

#### 課題1 若者の自立を促進するための若年者への雇用支援

- 雇用者のうち正規雇用者の率（25～39歳）の減少  
75.9%（H14）→73.8%（H29）
- 若年非正規雇用者の割合（20～24歳）の上昇  
41.3%（H14）→45.4%（H29）
- 新規学卒者の卒業後3年以内離職率の上昇  
大学：31.0%（H25）→31.9%（H28）  
高校：39.2%（H25）→40.9%（H28）
- 若年層（25～29歳）の決まって支給する月額現金給与額の減少  
279.9千円（H19）→271.6千円（H29）（10年で△8.3千円）

#### 課題2 晩婚化・晩産化が進展する中、若い世代が早期から自身の職業や結婚・出産についてのライフプランを考えることが必要

- 就業形態別にみた有配偶率（30～34歳）  
正規雇用：57.8% 非正規雇用：23.3%〔※約2.5倍の格差〕

#### 課題3 児童生徒の問題行動等の背景には、家庭・友人関係・地域等の環境が複雑に絡み合っているため、関係機関との更なる調整・連携が必要

### 2 30年度の取組状況

- ひょうご若者就労支援プログラムの実施（産業労働部）  
学卒未就職者等の就職を支援するため、正規雇用につなげる人材育成プログラムを実施  
〔H30：2コース（一般就労支援コース、次世代産業就労支援コース）〕
- 【新】第2新卒者県内企業就職促進事業（産業労働部）  
新卒就職者の約3割が入社3年以内に離職していることを踏まえ、第2新卒者の県内企業への誘導を促進  
・転職サイト等を活用した情報発信〔2回（各4週間程度）〕  
・「ひょうごで働こう！就職フェアin大阪」の開催〔H30.11.23〕
- 【拡】スクールカウンセラー配置事業（教育委員会）  
スクールカウンセラーを公立小・中学校に配置（政令市除く）  
〔配置校数 小学校：29127→30130校、中学校：全校配置〕
- 【拡】市町スクールソーシャルワーカー配置補助（教育委員会）  
市町におけるスクールソーシャルワーカー配置を促進  
〔配置数：29111→30140校区（政令市・中核市除く全市町）〕

#### 推進課題

- ・ 就職等に伴う若者の県外流出に歯止めをかけるため、若者が、県内で希望する職に就職・定着できる雇用環境の整備
- ・ 結婚・子育てを見据えた若者のライフプラン、キャリアプラン形成の推進 等

### 3 施策の方向性

- 若者の希望する職種や就業場所、労働条件等とのミスマッチをなくすとともに、キャリア形成支援とあわせて正規雇用の拡大をはじめ若者の就業を促進
- 将来を担う若者に対し、結婚、妊娠、出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描くためのキャリア教育、ライフプランニング教育の充実
- 市町スクールソーシャルワーカーの配置のさらなる促進等の取組みを進め、関係機関との調整・連携による環境の改善を推進

## II 結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援

### 1 現状と課題

#### 課題1 婚姻数の減少、未婚化・晩婚化の進展

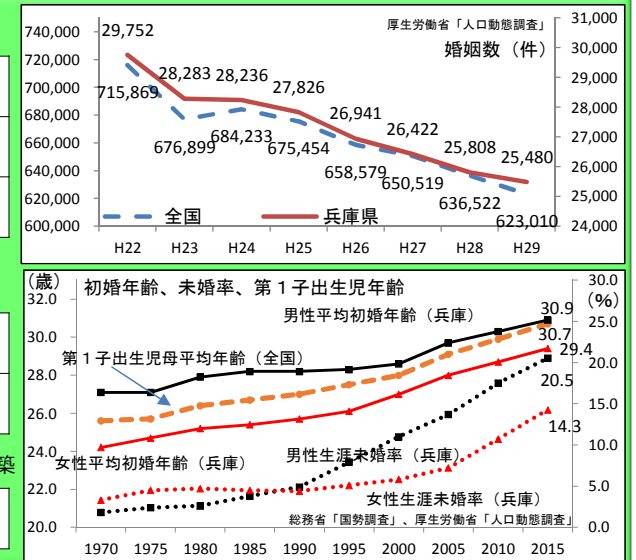
- 婚姻数の減少（H22→H29）  
29,752件 → 25,480件（7年で△14.4%）
- 未婚化：生涯未婚率の上昇（1970→2015 県）  
男性：1.8% → 20.5%、女性：3.3% → 14.3%
- 晩婚化：平均初婚年齢の上昇（1970→2017 県）  
男性：27.1歳 → 30.8歳、女性：24.2歳 → 29.4歳

#### 課題2 35歳以降の不妊治療は、加齢とともに妊娠率が下降するにも関わらず、晩婚化・晩産化は進展

- 第1子出生児母の平均年齢（1970→2015 全国）  
25.6歳 → 30.7歳（初めて30歳を超える）
- 特定不妊治療費助成を受ける件数（H18→H29 県）  
1,025件 → 2,780件（11年で約3倍）

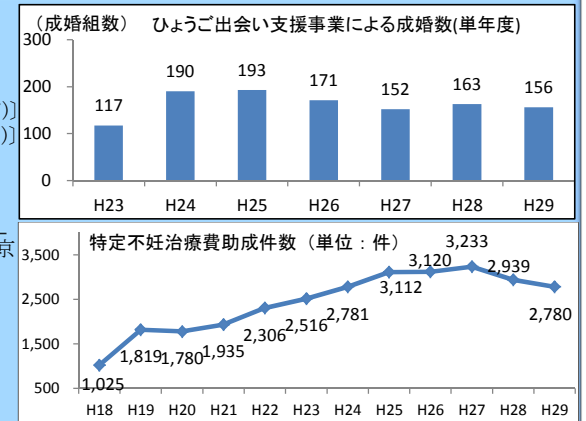
#### 課題3 妊娠・出産期における切れ目のない支援体制の構築

- 子育て世代包括支援センター開設市町  
6市町（H27）→30市町（H29）



### 2 30年度の取組状況

- 【拡】出会い・結婚支援事業の推進（企画県民部）  
社会全体で独身男女の出会い・結婚を支援  
・新システムの導入によるマッチング機能の強化  
・個別お見合い紹介事業〔見合件数：29実績3,533→301,157（H30.7）〕  
・出会いイベントの実施〔実施回数：29実績230回→3054回（H30.7）〕  
・（新）出会い・結婚フェアの開催〔12月24日開催〕  
・（拡）専門職向け出会い支援事業〔297回→3020回〕
- UJターン出会いサポート東京センター事業の推進（企画県民部）  
県内へのUJターンの増加を図るため、ひょうご出会いサポート東京センターを拠点とし、県内と関東在住の独身男女の結婚を支援  
・個別お見合いの実施、広報活動
- 特定不妊治療費助成事業（健康福祉部）  
不妊治療に要する経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の特定不妊治療費に対し助成  
・助成額：上限150千円/回（初回治療：上限300千円/回）  
男性不妊治療の場合：上限150千円/回  
〔助成件数：292,780件→30553件（H30.6時点）〕
- 【拡】子育て世代包括支援センターの設置促進（健康福祉部）  
妊娠から子育て期の各ステージにおいて切れ目のない支援を実施  
〔設置市町数：2930市町→3038市町〕



#### 推進課題

- ・ 個別お見合い事業会員数増加に向け、認知度向上対策の強化
- ・ 安心して出産ができる環境の整備促進と不妊・不育に悩む女性と家庭へのさらなる支援 等

### 3 施策の方向性

- 少子化の最大の要因である未婚化・晩婚化に対して、社会全体で結婚を支援するため、結婚を希望する独身男女に対して、個別お見合い紹介・出会いイベント等の多様な取組みを通じて出会い・結婚を支援
- 不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の特定不妊治療費に対し助成。また、不妊治療に関する相談に加え、思春期の性感染症による不妊予防や不妊治療後の課題、不育症、男性不妊等、幅広く対応できる相談を実施
- 第1子の平均出産年齢が上昇する中においても、希望する子ども数を持てるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施。保健師や助産師など専門家の人材育成、子育て世代包括支援センターの全県展開に向けた市町支援を実施

### Ⅲ 就学前の教育・保育と子育て支援

#### 1 現状と課題

##### 課題1 保育の受け皿整備

保育ニーズは、女性就業率の上昇に伴い、施設の定員増加数を上回るペースで急増。待機児童数はH26から4年連続増加

- 保育所等定員増数  
3,207 (H27) → 4,807 (H28) → 4,106 (H29)
- 県内待機児童数 (各年4月1日時点)  
552人 (H26) → 942人 (H27) → 1,050人 (H28)  
→ 1,572人 (H29) → 1,988人 (H30)

##### 課題2 保育人材の確保

待機児童解消に向け、受け皿拡大と両輪の関係にある人材確保に向け、処遇や職場環境の改善が必要

- 兵庫県内の保育士の有効求人倍率  
1.67 (H26) → 2.09 (H27) → 2.34 (H28) → 2.81 (H29)
- 兵庫県内の保育士賃金 (所定内給与月額)  
20.4万円 (H24) → 23.4万円 (H29) ※H29全産業平均: 29.5万円

#### 2 30年度の取組状況

##### ① 保育の受け皿整備

###### ○【拡】待機児童解消に向けた保育定員の確保 (健康福祉部)

保育所緊急整備事業、賃貸物件による保育所等整備等により、今年度は、5,000人以上の定員等を拡大し、更なる保育の受け皿整備を推進 [H30.8末: 3,675人分整備着手]

###### ○【新】保育所等用地取得に関する利子負担軽減事業 (健康福祉部)

用地を取得して施設を整備する保育所等に対して、用地取得に係る利子負担の一部を補助

##### ② 保育人材の確保

###### ○【拡】保育士・保育所支援センター開設等事業 (健康福祉部)

潜在保育士や新規学卒者等の就職支援等を実施

- ・保育園・幼稚園合同就職フェア [H30.7.8開催 539名]
- ・各地区就職フェアの開催 [⑩9回実施予定]
- ・(新)ヤフープロモーション広告等を活用した広報 [H30.4~]

###### ○ 保育士等キャリアアップ研修事業等 (健康福祉部)

保育技能の向上に向けた専門的研修 (8分野) を市町と協働で実施するなど、保育士の質向上と保育人材確保を推進

- ・保育士キャリアアップ研修の実施 [修了者: 1,788人 (H30.5)]
- ・潜在保育士復職支援研修 [⑩実施回数: 2回 定員60名]

#### 3 施策の方向性

##### ① 保育の受け皿整備

- 女性就業率の上昇による保育需要、幼児教育の無償化等を見据え、保育所・認定こども園等の整備の更なる推進
- 企業主導型保育事業、小規模保育事業の積極的な活用を支援

##### ② 保育人材の確保

- 保育士等キャリアアップ研修等を広く実施し、保育の質向上を進めるとともに、技能・経験に応じた処遇改善を実施
- OB保育士等の再就職支援のための就労状況等登録制度の検討

#### 課題3 保育の質の向上

定員拡大とあわせて、更なる保育の質向上が必要

- H30.2に策定・配布した「認定こども園自己点検・自己評価のリスト及び手引」に基づく適正運営・情報公開の推進
- 認定こども園・保育所等ホットラインへの相談件数  
164件 (H29.9~H30.8)

#### 課題4 子ども・子育て支援事業の推進

ニーズに対応したきめ細かな子育て支援を実施が必要

- 全県実施に向けた病児・病後児保育事業の推進  
25市町・51箇所 (H27) → 29市町・65箇所 (H29)
- 利用者支援事業の取組促進  
35箇所 (H27) → 87箇所 (H29)
- 地域子育て支援拠点事業 実施箇所数  
303箇所 (H27) → 331箇所 (H29)
- ファミリー・サポート・センター実施市町数  
28市町 (H27) → 31市町 (H29)

#### ③ 保育の質の向上

##### ○ 認定こども園の適正な運営の推進 (健康福祉部)

認可審査の厳格化、指導監査等の強化による認定こども園の更なる適正運営や質の向上を推進 [指導監査県・市町合同研修会: H30.8.2 参加者90名]

##### ○ 認定こども園園長等研修の実施 (健康福祉部)

県独自の園長認定制度の施行に伴う研修及び主幹保育教諭等の質向上のための研修を実施  
・認定こども園園長研修の実施 [修了者: 775人 (H29末)]  
・認定こども園園長等研修協議会研究会 [H30.8.25 参加者40名]

#### ④ 子ども・子育て支援事業の推進

##### ○【拡】病児・病後児保育推進事業 (健康福祉部)

・実施箇所数の拡大 [②965箇所 → ③87箇所]  
・(新)病児・病後児保育研修会 [H30.9.9開催、参加者150名]

##### ○【拡】利用者支援事業 (健康福祉部)

子どもや保護者、妊産婦等に情報提供、相談・助言等を実施 [②987箇所 → ③106箇所]

##### 推進課題

- ・ 待機児童解消に向けた、更なる受け皿整備の推進
- ・ 受け皿整備に対応する、保育人材の確保
- ・ 施設の適正な運営と、保育の質の向上
- ・ 地域子ども・子育て支援事業の全市町での実施 等

#### ③ 保育の質の向上

- 「認定こども園の適正運営・再発防止のための指針」に基づく、施設の適正な運営に向けた取組を促進し、保育の質向上を推進
- 認定こども園園長等への研修を通じた質向上を実施

#### ④ 子ども・子育て支援事業の推進

- 病児・病後児保育施設整備による全市町での取組促進
- 子育て世代包括支援センターが全県実施できるよう利用者支援事業従事者を育成

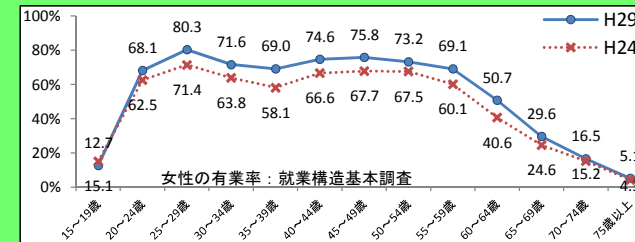
### Ⅳ 子育てと両立できる働き方の実現

#### 1 現状と課題

##### 課題1 子育てと仕事の両立が可能な職場環境を整備し、だれもが職場と家庭のバランスが取れた生活を送る

| 育休取得率(全国) | H24  | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  |
|-----------|------|------|------|------|------|------|
| 男性 (%)    | 1.89 | 2.03 | 2.30 | 2.65 | 3.16 | 5.14 |
| 女性 (%)    | 83.6 | 83.0 | 86.6 | 81.5 | 81.8 | 83.2 |

##### 課題2 女性が働きやすい職場環境や出産に伴って退職することのない労働環境の整備が必要



#### 2 30年度の取組状況

##### ○【拡】ひょうご仕事と生活センター事業 (産業労働部)

企業等におけるワーク・ライフ・バランスの具体化に向けた各種事業を実施

- ・普及啓発・情報発信事業、相談・研修事業 [H30.4: 健康管理相談窓口の新設]
- ・仕事と生活の調和推進環境整備支援事業

##### ○【拡】中小企業育児・介護代替要員の確保 (産業労働部)

育児・介護による短時間勤務制度の利用促進のため、代替要員雇用に対して支援 [対象: 概ね3歳まで→小学校3年生まで]

##### ○【拡】ひょうご女性の活躍推進事業 (企画県民部)

女性の活躍の促進を図るため、社会全体の機運醸成や、意識改革等を図るための取組を実施

- ・ひょうご女性の活躍企業表彰の実施 [H30.10実施予定]
- ・(新)男女共同参画フォーラムの開催 [H30.6.25開催]
- ・(新)中堅女性社員向け「キャリアとネットワークづくり」セミナー [年5回]

##### ○【拡】父親の子育て参画推進事業 (企画県民部)

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場環境づくりの促進、父親の子育てや地域活動への参画を促進

- ・(新)育メンスイッチセミナーの開催

##### 推進課題

- ・ 男女ともに多様な生き方・働き方を選択できる職場環境等の整備
- ・ 女性活躍の推進、性別役割分担意識の解消 等

#### 3 施策の方向性

- 企業における、ワーク・ライフ・バランスの実践の浸透に努めるとともに、企業が主体的・継続的に取り組めるよう更なる支援を実施し、子育てと仕事の両立支援ができる環境整備を推進

- 女性の継続就業や出産・育児等を理由に離職した女性の再就業を支援するとともに、テレワークや短時間勤務等の多様な働き方を推進

- 夫の家事・育児時間と第2子以降の出生状況に正の関係性があることから、父親の家事・育児、地域活動等への参画を促進

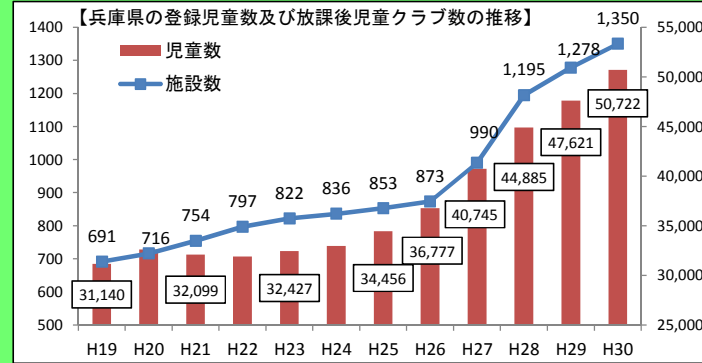
## V 子育て家庭を支える地域社会づくり

### 1 現状と課題

#### 課題1 放課後児童クラブの推進

女性就業率の上昇等により、放課後児童クラブの需要が増加

- 放課後児童クラブ待機児童数：189人(H24) → 897人(H29) → 851人(H30)



#### 課題2 核家族化の進展による家族の連帯感の欠如、地域の間人関係希薄化による子育ての孤立化を防ぐため、地域ぐるみの子育て支援を推進

### 2 30年度の取組状況

#### ○【拡】ひょうご放課後プランの推進(健康福祉部・教育委員会)

放課後の子どもの安全・安心な活動のため放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の取組を推進

- 〔放課後児童クラブ(クラス数)〕：㉑1,278施設→㉒1,350施設(H30.5.1)
- 〔放課後児童クラブ(児童数)〕：㉑47,621人→㉒50,722人(H30.5.1)
- 〔支援員(資格取得者数)〕：㉑2,723人→㉒3,057人(H30.8末)

#### ○【新】放課後児童クラブ開設時間延長支援事業(健康福祉部)

保護者のニーズを踏まえた開設時間の設定ができるよう、放課後児童支援員等の賃金等の一部を補助

- ・ 平日閉所時間を19:30～延長し、国加算を受けているクラブ
- ・ 支援員に延長加算手当等を支給しているクラブ

#### ○【拡】地域祖父母モデル事業の推進(企画県民部)

子育て支援を希望するシニア世帯と支援を受けたい子育て世帯をマッチングし、個々の家族のような仕組みづくりを推進

- 〔モデル地区数〕：㉑40地区 → ㉒60地区

#### 推進課題

- ・ 放課後児童クラブにおける整備・人材確保等の待機児童と未開設校区の解消
- ・ 地域で子育て支援を実施する地区や団体の拡充 等

### 3 施策の方向性

- 待機児童解消に向け、希望する児童が全て入所できる施設の整備
- 長期休暇中や午後7時以降も開設する放課後児童クラブの拡大、認定資格研修や処遇改善等による放課後児童支援員の更なる確保
- 地域祖父母モデル事業について、引き続き、継続的な事業実施を推進するとともに、シニア世代だけでなく大学生や子育てが一段落した世代への会員拡大や多様なサポート体制づくり

## VI 特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

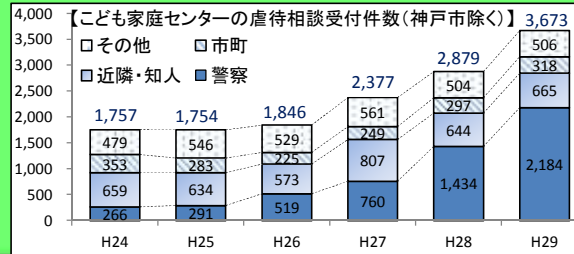
### 1 現状と課題

#### 課題1 児童虐待防止対策の充実

- ・ 保健、医療、福祉、教育、司法といった領域のすべてに関わる問題であるため、関係機関相互の情報共有が必要

- 代表者会議実施市町数(神戸市含む)  
40市町(H29.3) → 40市町(H30.3)
- 実務者会議実施市町数(神戸市含む)  
40市町(H29.3) → 41市町(H30.3)
- 個別ケース検討会議実施市町数(神戸市含む)  
40市町(H29.3) → 41市町(H30.3)

- ・ 児童福祉司任用資格をもつ専門職員の配置等による家庭児童相談体制の充実、警察との更なる連携が必要



### 2 30年度の取組状況

#### ○【新】乳児院における児童虐待対応力の強化事業(健康福祉部)

特定妊婦等を支援するため、10月に相談窓口を開設するとともに、個別養育支援計画の作成と指導を実施

#### ○【新】里親登録者研修等事業(健康福祉部)

里子を受託していない里親を対象とした「未委託里親トレーニング事業」を新たに実施し、里子を養育するときの不安を解消

#### ○【拡】DV防止対策の充実(健康福祉部)

配偶者に対する人権侵害や、子どもの人格形成に重大な影響を与えるDVを防止するため、市町・NPOと連携して対策を実施

- ・ [新] DV防止・被害者保護計画の改定
- ・ [新] 民間シェルター新規開設支援の実施

#### ○生活困窮者世帯の子どもの学習支援事業(健康福祉部)

生活困窮者世帯等の子どもに対し学習支援を実施  
〔実施数〕：㉑10市12町→㉒11市12町(見込)〕

#### 推進課題

- ・ 関係機関との連携強化、相談窓口の周知、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保等、児童虐待防止対策の強化
- ・ 貧困の連鎖を断つため、生活困窮世帯の子どもを支援する取組の強化 等

### 3 施策の方向性

#### ① 児童虐待防止対策の充実

- 検察・警察との合同研修を通じて、加害者の不起訴処分(起訴猶予等)や出所前の事前カンファレンスの実施
- 児童福祉のソーシャルワーク機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」の全市町での整備促進
- 中核市における児童相談所等設置に対する支援(H31年4月明石市児相設置・研修生受入等)

#### 課題2 社会的養護体制の充実

- H28改正児福法の理念のもと、家庭養護を進めるにあたり、引き続き、登録里親数の増が必要

| 区分    | 26.3末 | 27.3末 | 28.3末 | 29.3末 | 30.3末 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 登録里親数 | 268人  | 296人  | 323人  | 357人  | 376人  |
| 受託里親数 | 98人   | 109人  | 121人  | 127人  | 132人  |
| 委託児童数 | 114人  | 146人  | 167人  | 173人  | 204人  |

- こども家庭センターと医療機関や保健所、里親支援機関等との連携による里親委託や特別養子縁組業務の周知(特に医療機関等への周知)

- 家庭養護の推進を踏まえた施設養護の機能のあり方小規模グループが定員：380人(H26)→450人(H29)ファミリーホーム数：3箇所(H26)→7箇所(H29)

#### 課題3 子どもの貧困対策

ひとり親世帯等の子どもの貧困の実態について正しい理解を促進するとともに、貧困世帯の子どもを地域ぐるみで支援

- 県内母子・父子世帯：㉑37,442世帯(子ども数約6万人)ひとり親世帯の貧困率：㉑50.8%(全国)
- 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率H28実績：94.1%(全世帯98.8%)

#### ◎ 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

本年3月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受け、国・自治体・関係機関が一体となり、全ての子どもを守るためのルールの徹底、子どもの安全確認を早急に実施。

また、国は「児童相談所強化プラン(2016-2019)」を前倒しで見直し、新たに市町の体制強化を盛り込んだ「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(2019-2022)」を年内に策定。

#### <ポイント>

- ① 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
- ② 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底
- ③ 児童相談所と警察の情報共有の強化
- ④ 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置を実施、解除
- ⑤ 乳幼児検診未受診者、未就園児、不就学時等の緊急把握
- ⑥ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の策定

#### ② 社会的養護体制の充実

- 里親・特別養子縁組制度を推進するため、医療関係機関等と連携したシステムの運用
- 施設における一時保護機能や里親推進機能の拡充

#### ③ 子どもの貧困対策

- ひとり親世帯や貧困世帯の子どもへの対策の充実強化